

市民農園として農地を活用しませんか

市では、農家の方が開設し経営する市民農園を推進しています。
この市民農園は、農園の開設者である農家と、農園を利用する皆さんが直接契約を結び利用するもので、市では開設に要する経費の補助や市民へのPR、利用者の応募や農園の空き情報、また契約などの事務処理などを支援しています。

市では市民農園を開設する場合、開設に要する経費を補助しています。

補助対象要件

次に掲げる要件の全てを満たすこと

- ・事業用地が5a（500㎡）以上のまとまった農地であること
- ・3年以上開設するものであること
- ・1区画の面積が15㎡以上であること

補助対象経費

- ①圃場の整備に要する経費
- ②農場内の給排水施設の設置に要する経費
- ③トイレの設置に要する経費
- ④看板の設置に要する経費
- ⑤農園内に常備し、農園利用者が使用する機械器具及びその格納庫の設置に要する経費
- ⑥その他、市長が必要と認めた経費

補助額

補助対象経費の90%以内とし、次に掲げる事業用地の規模に応じた額を限度とする。

5a以上6a未満	・・・25万円
6a以上7a未満	・・・30万円
7a以上8a未満	・・・35万円
8a以上9a未満	・・・40万円
9a以上10a未満	・・・45万円
10a以上	・・・50万円

その他、市民へのPRや空き情報、また開設にかかる経費や契約などの相談も行っております
お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先 農林課 農業振興係 電話054-643-3111 (内線) 45